

精子 凍結保存継続 依頼書

おくのARTクリニック 院長 奥野 幸一郎殿

「おくのARTクリニック」に凍結保存している、下記の精子(精巣組織)の凍結保存の継続を希望いたします。

住所も含め、枠内全てご記入下さい。

患者記入欄 「精子 凍結保存継続」を依頼 します。

凍結日(西暦 年 月 日)日付をご記入ください

精子の所有者

診察券番号 署名(直筆) 同意日:西暦 年 月 日

住所

〒 -

振込み日(西暦 年 月 日)※お振込みの方のみ記載して下さい

凍結保存継続の手続きは、

1)「精子 凍結保存継続」書類(本書)のご提出

2) 翌年分の「凍結更新」費用のお支払い

により完了となります。

書類の提出は、郵送あるいは当院窓口のいずれかで、お支払いは、銀行振込(当院指定の下記口座)あるいは当院窓口のいずれかで承ります。

振込みをご希望の場合は、**更新費用の振込みを先に行なった上、必ず振込日を記入してください。**

振込み日から**1週間以内**に継続依頼書の郵送をお願いします。

保存期限更新の完了までにはお時間を要します。精子融解日が更新日を1日でも過ぎる場合には、**融解日までに更新手続きをして下さい。**

精子(精巣組織)凍結更新費用 消費税率 10% 16,500 円(税込)

(凍結保存期限満了日から1年間:1年以内に融解・使用・廃棄した場合にも返金はありません。)

・凍結保存期限満了日は、初回凍結日を基点とし、1年後、2年後、3年後…の同じ日にちとし、**1年毎の更新が必要です。**凍結保存継続をご希望の場合には、凍結保存期限満了日までに更新の手続きが必要です。凍結保存期限満了日までに更新の手続きがない場合には、凍結保存物の所有権を放棄されたものとみなし、**廃棄いたします**のでご注意ください。凍結保存期限満了日までに更新の手続きを済ませなかった場合には、凍結保存期限満了日の翌々月1日をもって自動的に廃棄させていただきます。ただし、凍結保存期限満了日の翌月末までに更新のお手続きをされた場合は、当院で更新を認めるか否かを審査した上で判断させていただきます。

・次の場合は患者さまの意思に関わらず、凍結保存物が廃棄されます:行方不明または死亡した場合、生殖年齢を超えた場合、凍結保存継続の更新手続きがされなかった場合、天災や災害などの不可抗力的な要因により凍結保存物に損傷や紛失が生じた場合

振込先

みずほ銀行 阿倍野橋支店 普通 3064393 オクノコウイチロウ

* お名前の前に「診察券番号」を、お名前の後に「初回凍結日」を西暦で入力して下さい